

農業・畜産業の価格高騰対策支援に関するご案内

～価格高騰に直面する農家の皆様に支援します～

国・県および田村市では価格高騰による農業経営への影響緩和に向けて、補助制度を創設し農業者の皆様に支援します。 **【10月回覧からの追加支援あり】**

稲作経営体への支援

30a以上の水稲作付及び水稲からの転作を行っている経営体に対し、肥料費の一部を助成します。

◆福島県肥料高騰緊急対策事業

- ・水稲 10aあたり 500円（飼料用米、WCS含む）
- ・転換作物 10aあたり 1,500円

(1) 申請方法

申請書及び作付計画書の提出が必要となります。（※対象者には別途通知予定）

(2) お問い合わせ窓口

- ・田村市地域農業再生協議会 Tel 82-6171
（JA福島さくら たむら統括センター内）

◆田村市肥料高騰対策営農者支援事業

- ・水稲・転換作物関係なく一律 10aあたり 1,000円
※県補助金に対する上乗せ補助のため、個別の申請は必要ありません。

(1) お問い合わせ窓口

- ・田村市 産業部 農林課 Tel 81-2511



園芸作物経営体への支援

◆国（農林水産省）肥料高騰緊急対策事業

化学肥料の2割低減に取り組む農業者グループ（5戸以上）に対し、本年秋肥及び来年春肥の当該年度における肥料コスト上昇分について7割を支援します。

(1) 申請方法

化学肥料低減計画書及び肥料の種類・数量・購入費が記載されている領収書または請求書のわかる書類を添えて県協議会に提出する。

(2) お問い合わせ窓口

- ・JA福島さくら たむら統括センター 営農課 Tel 82-6172
- ・田村市 産業部 農林課 Tel 81-2511

◆田村市肥料高騰対策営農者支援事業

園芸作物・果樹等の生産販売を行っている営農者に対し、品目ごとに下記単価表に基づき当該年度に要した肥料費の一部を助成します。（※上記国事業との併用可）

(1) 園芸品目ごとの助成単価表（1aあたり）

園芸品目	補助単価	園芸品目	補助単価	園芸品目	補助単価
ピーマン	500円	スナップ	100円	加工用トマト	200円
トマト	350円	ほうれん草	220円	加工用ほうれん草	100円
ミニトマト	350円	小松菜	220円	りんどう	310円
なす	470円	ネギ	160円	小菊	310円
きゅうり	500円	ブロッコリー	220円	スプレー菊	310円
インゲン	270円	さつま芋	100円	果樹（追加）	要相談
さやえんどう	100円	ふきのとう	270円	その他野菜	



(2) 申請方法

- ①JA園芸部会による一括申請となります。（※個別の申請は必要ありません。）
- ②部会に加入していない生産者または要相談品目の生産者は、個別の申請が必要となりますので、農林課までお問い合わせください。

(3) お問い合わせ窓口

- ・JA福島さくら たむら統括センター 営農課 Tel 82-6172
- ・田村市 産業部 農林課 Tel 81-2511

（裏面へ）

葉タバコ経営体への支援

◆田村市肥料高騰対策葉タバコ生産者支援事業（追加支援分）

葉タバコ生産農家に対し、当該年度に要した肥料費の価格高騰分の一部を助成します。

- (1) 助成単価 1aあたり 650 円（作付け面積による算定）
- (2) 申請方法 南東北たばこ耕作組合による一括申請となります。（※個別の申請は必要ありません。）
- (3) お問い合わせ窓口
 - ・南東北たばこ耕作組合 TEL 82-0707
 - ・田村市 産業部 農林課 TEL 81-2511



燃油高騰に対する支援

◆福島県施設園芸燃油等価格高騰対策緊急支援事業

燃油価格等の高騰による施設園芸農家等への影響を緩和するため、資材の購入や設備の導入などに要する経費の一部を助成し、燃油節減への取組みを支援する。

- (1) 対象作物 燃油等を使用した加温設備を有する施設において栽培される野菜、山菜類、鉢花、切り花、野菜、きのこ類等
- (2) 補助対象 燃油等の使用量削減に必要となる設備等の導入経費
 - ①ヒートポンプ ②循環扇 ③局所加温装置
 - ④多段式サーモ ⑤内張被覆資材（内カーテン資材含む）
 - ⑥トンネル資材 ⑦外張被覆資材の補修又は張替
- (3) 補助率 2/3 以内（生産施設の被覆資材については、一部上限額設定あり）
- (4) 申請方法 事業実施計画書及び承認申請書を作成し、農林課経由で県中農林事務所へ提出
- (5) お問い合わせ窓口
 - ・田村市 産業部 農林課 TEL 81-2511



◆田村市燃油高騰対策営農者支援事業（追加支援分）

施設園芸野菜（トマト・いちご等）、菌床栽培、果樹、苗の育苗等の施設暖房経費（燃油・電気・ガス等）に対して価格高騰分の一部を助成します。

また、上記の県支援事業に即した設備等の導入経費の一部についても助成します。（※併用可）

- (1) 対象期間 令和 4 年 1 月 1 日～令和 4 年 12 月 31 日
- (2) 補助率 3/10 以内（上限額 20 万円）
- (4) 申請方法 暖房経費の支出額がわかる資料を添付し、補助金申請書を提出してください。
- (5) お問い合わせ窓口
 - ・田村市 産業部 農林課 TEL 81-2511

畜産経営体への支援

◆田村市飼料価格高騰対策営農者支援事業

和牛繁殖・肥育農家（経営体）及び酪農経営体に対し、飼育頭数に応じて配合飼料・粗飼料等の価格高騰分の一部を助成します。

・令和 4 年 7 月 1 日現在の飼育頭数 1 頭あたり 1,000 円 + **2,000 円（追加支援分）** = 3,000 円

- (1) 申請方法
 - ① JA 畜産部会による一括申請となります。（※個別の申請は必要ありません。）
 - ② 部会に加入していない生産者は個別の申請が必要となりますので、農林課までお問い合わせください。
- (2) お問い合わせ窓口
 - ・JA 福島さくら 営農部 畜産課 TEL 67-1488
 - ・田村市 産業部 農林課 TEL 81-2511



※田村市ホームページ（農林課 web ページ）でも内容をご確認いただけます。